

最低制限価格設定の改正について

R 6 . 4 契約検査課

○工事の入札における最低制限価格算出について「中央公契連モデル」を引き続き採用する。

中央公契連モデルとは、新技術の導入やコスト縮減の工夫による効果を反映するために、直接工事費や共通仮設費は、応札者の平均的な値に見直し、現場管理費や一般管理費等の諸経費についても工事実施上最低限度必要と考えられる額として価格を設定しています。

- ① **直接工事費** ～ 工事そのものに直接かかる費用で、材料費、労務費、直接経費（水道光熱電力料、機械使用料、特許使用料）など
- ② **共通仮設費** ～ 工事の施工において、共通的に必要な費用で、機械器具等の運搬費、準備や跡片付けに要する費用の準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、現場事務所等の営繕費など
- ③ **現場管理費** ～ 工事監理を実施するために必要な費用で、現場従業員の給料手当、現場労働者の交通費、安全訓練費、現場従業員の法定福利費、下請の一般管理費などである。
- ④ **一般管理費** ～ 工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用で、管理費や営業利益などである。

※「中央公契連」…中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央省官庁等の公共工事発注部局で構成）

【算出式】

【範囲】	
予定価格の 75 / 100 から 92 / 100	
【計算式】	
直接工事費	× 0. 97
共通仮設費	× 0. 90
現場管理費	× 0. 90
一般管理費	× 0. 68
	合計額

※解体工事の最低制限価格率は 91 / 100 とする。

R 6 . 4 改正版（下線部分を追加）